

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程

平成24年4月1日

規程第5号

改正 平成27年 3月規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則(平成21年規程第5号)第7条の規定に基づき、青森公立大学大学院(以下「大学院」という。)の特待奨学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特待奨学生の種類及び資格)

第2条 特待奨学生の種類及び資格は、次のとおりとする。

(1) 社会人特待奨学生 大学院の博士前期課程において社会人選考選抜及び社会人推薦選抜を経て入学を許可された者又は博士後期課程において社会人特別選抜を経て入学を許可された者のうち、入学の年の3月1日現在において、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村(以下、「青森市等」という。)に所在する企業又は団体に勤務する者並びに青森市等以外の青森県内に所在する企業又は団体に勤務する者で、学業成績が特に優れ、かつ人物優秀であると認められるもの

(2) 学内進学特待奨学生 大学院の博士前期課程において学内推薦選抜を経て入学を許可された者で、学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められるもの(免除される授業料)

第3条 社会人特待奨学生として決定された者については、博士前期課程又は博士後期課程の標準修業年限の期間の授業料を次のとおり免除する。

(1) 青森市等に所在する企業又は団体に勤務する者 授業料半額免除

(2) 青森市等以外の青森県内に所在する企業又は団体に勤務する者 授業料3割免除

2 学内進学特待生として決定された者については、博士前期課程の標準修業年限の期間の授業料を半額免除する。

(特待奨学生の申請)

第4条 特待奨学生を希望する者は、社会人特待奨学生にあっては入学の年の2月末日までに、学内進学特待奨学生にあっては学内推薦選拔出願時に所定の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(選考)

第5条 特待奨学生候補者を選考するため、青森公立大学研究科教授会(以下「教授会」という。)に特待奨学生選考委員会を設置する。

2 特待奨学生選考委員会は、研究科長がその都度指名する教員をもって構成する。

(特待奨学生の内申)

第6条 学長は、教授会の意見を徴した上で選考した特待奨学生候補者について、理事長に内申するものとする。

(特待奨学生の決定通知)

第7条 理事長は、学長の申出により特待奨学生を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(特待奨学生の既納授業料の還付)

第8条 特待奨学生の決定前において、特待奨学生として認められる期間に係る授業料について既納の授業料があった場合、当該授業料について減免後の授業料額と既納の授業料額の差額を還付する。

(特待奨学生の継続審査)

第9条 特待奨学生として決定された者について、入学後の各年度末において特待奨学生継続に係る審査を行うものとする。

2 特待奨学生の継続に係る審査は、第5条に規定する特待奨学生選考委員会が行う。

(辞退)

第10条 特待奨学生として決定された者が、これを辞退しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(取消し)

第11条 理事長は、特待奨学生として決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、特待奨学生の決定を取り消すことができる。

(1) 特待奨学生として入学後の各年度末において実施する特待奨学生継続に係る審査において、特待奨学生としての継続を不可と判断されたとき。

(2) 青森公立大学院学則(平成21年規程第3号)第39条の規定により懲戒されたとき。

(長期履修学生)

第12条 社会人特待奨学生として許可された者については、青森公立大学大学院学則(平成21年規程第3号)第7条に規定する長期履修学生として許可することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、特待奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度入学に係る特待奨学生について、第4条に規定する特待奨学生を希望する者の申請期限は平成24年4月の指定する日とする。

附 則（平成27年規程第15号）

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する選考審査要綱

平成24年4月18日制定

改正 平成27年3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則（平成21年規程第5号）第7条及び公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程（平成24年規程第5号）（以下「規程」という。）に規定する青森公立大学大学院特待奨学生（以下「特待奨学生」という。）の選考審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第2条 規程第4条により、所定様式による特待奨学生の申請があったときは、規程第5条により設置した特待奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）は、申請した学生が特待奨学生として相応な人物であるか判断するため、研究目的、研究計画、将来展望等について面接審査を行うものとする。

2 規程第2条第1項第1号に規定する社会人特待奨学生については、前項の面接審査の結果と入試選抜時の試験結果を合計した総合点数により選考する。

3 規程第2条第1項第2号に規定する学内進学特待生については、本条第1項の面接審査の結果と入試選抜時の試験結果を合計した総合点数及び特待奨学生の申請時点における累積GPAにより選考する。

(選考基準)

第3条 前条第2項の選考審査における選考基準は、その総合点数が満点の8割以上の者を選考するものとする。

2 前条第3項の選考審査における選考基準は、その総合点数が満点の8割以上の者で、かつ特待奨学生の申請時点における累積GPAが3.00以上の者を選考するものとする。

(継続審査の方法)

第4条 規程第9条に規定する特待奨学生の継続審査については、委員会は特待奨学生の履修状況及び研究の進捗状況に関する面接審査を行い、その結果及び継続審査時点までの成績状況により、その継続の可否を審査する。

(継続審査の基準)

第5条 前条の特待奨学生に係る継続審査の認定の基準は、長期履修者を除く博士前期課程に在籍する者については、次に掲げる各号を全て満たす者を認定するものとする。

- (1) 前条の面接審査における点数が満点の8割以上であること。
- (2) 課題研究指導を除く必修科目を全て修得していること。
- (3) 継続審査時点までに修得した科目の成績評価が全て「A」であること。
- (4) 継続審査時点での修得単位数が18単位以上であること。

2 博士前期課程で長期履修者及び博士後期課程に在籍する特待奨学生に係る継続審査の認定の基準は、次に掲げる各号を全て満たす者を認定するものとする。

- (1) 前条の面接審査における点数が満点の8割以上であること。
- (2) 継続審査時点までに修得した科目の成績評価が全て「A」であること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、特待奨学生の審査に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年4月18日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。